

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当る日にそ
る日は、
の翌日)

目次
◇告 示 昭和五十五年度鳥取県一般会計予算等

告 示

鳥取県告示第三百三十五号

昭和五十五年二月定例県議会で三月二十六日議決された昭和五十五年度鳥取県一般会計予算、昭和五十五年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算、昭和五十五年度鳥取県収入証紙特別会計予算、昭和五十五年度鳥取県母子福祉資金貸付事業特別会計予算、昭和五十五年度鳥取県寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算、昭和五十五年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算、昭和五十五年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計予算、昭和五十五年度鳥取県畜産経営特別資金助成事業特別会計予算、昭和五十五年度鳥取県林業改善資金助成事業特別会計予算、昭和五十五年

度鳥取県営林事業特別会計予算、昭和五十五年度鳥取県管境港水産施設事業特別会計予算、昭和五十五年度鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算、昭和五十五年度鳥取県有料道路大山環状道路事業特別会計予算、昭和五十五年度鳥取県蒜山大山有料道路事業特別会計予算、昭和五十五年度鳥取県管駐車場事業特別会計予算、昭和五十五年度鳥取県立学校農業実習特別会計予算、昭和五十五年度鳥取県立学校水産実習船実習特別会計予算、昭和五十五年度中海地区新産業都市建設協議会特別会計予算、昭和五十五年度鳥取県管電気事業会計予算、昭和五十五年度鳥取県管工業用水道事業会計予算、昭和五十五年度鳥取県管埋立事業会計予算、昭和五十五年度鳥取県管観光施設事業会計予算及び昭和五十五年度鳥取県管病院事業会計予算は、次のとおりである。

昭和五十五年四月十一日

鳥取県知事 林 鴻 三

昭和55年度鳥取県一般会計予算

昭和55年度鳥取県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 217,705,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を

負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、15,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額 千円
1 県	1 県 民 税	28,388,160
		6,967,026
	2 事 業 税	6,750,105

2 地方譲与税	3 不 動 産 取 得 税	1,272,281	
	4 県 た ば こ 消 費 税	1,071,042	
	5 娯 楽 施 設 利 用 税	279,043	
	6 料 理 飲 食 等 消 費 税	2,980,655	
	7 自 動 車 税	4,314,400	
	8 敏 区 税	5,586	
	9 狩 猟 者 登 録 税	26,629	
	10 自 動 車 取 得 税	1,773,377	
	11 軽 油 引 取 税	2,907,142	
	12 入 猟 税	20,874	
	3 地方交付税	1 地 方 道 路 譲 与 税	1,738,773
		2 石 油 ガ ス 譲 与 税	158,711
3 航 空 機 燃 料 譲 与 税		1,931	
3 地方交付税	1 地 方 交 付 税	61,834,879	

4 交通安全対策特別交付金	1 交通安全対策特別交付金	166,613
5 分担金及び負担金	1 分担金	3,784,154
	2 負担金	1,370,766
		2,413,388
6 使用料及び手数料	1 使用料	2,894,934
	2 手数料	2,201,743
		693,191
7 国庫支出金	1 国庫負担金	76,251,842
	2 国庫補助金	22,320,726
	3 委託金	53,011,870
		919,246
8 財産収入	1 財産運用収入	2,404,708
	2 財産売却収入	618,780
		1,785,928
9 寄附金		106,124
10 繰入金	1 寄附金	106,124
	1 特別会計繰入金	1,956,138
	2 基金繰入金	326,138
		1,630,000
		100,000
		100,000
		100,000
11 繰越金	1 繰越金	19,913,033
		92,787
		126,000
		2,403,711
12 諸収入	1 延滞金、加算金及び過料	14,502,668
	2 県預金利子	963,306
	3 公営企業貸付金元利収入	273,935
	4 貸付金元利収入	1,550,626
	5 受託事業収入	18,025,000
	6 収益事業収入	18,025,000
	7 雑収入	18,025,000
13 県債		18,025,000
14 県債		18,025,000

歳入合計		金額
		217,705,000
歳出		
款	項	金額
1 議会費	1 議会費	607,584
		千円 607,584
2 総務費	1 総務管理費 2 企画費 3 徴税費 4 市町村振興費 5 選挙費 6 防災費 7 統計調査費 8 人事委員会費 9 監査委員費	10,864,658
		7,472,967
		431,031
		1,294,794
		823,939
		196,826
		106,764
		359,524
		90,794
88,014		
3 民生費		12,483,530
4 衛生費		
1 社会福祉費	1 社会福祉費 2 児童福祉費 3 生活保護費 4 災害救助費	5,709,777
		4,242,426
		2,521,909
		9,418
2 公衆衛生費	1 公衆衛生費 2 環境衛生費 3 保健所費 4 医薬費	2,390,680
		433,891
		1,184,419
		3,814,890
3 労働費	1 労働政費 2 職業訓練費 3 失業対策費 4 労働委員会費	1,090,436
		259,173
		513,468
		237,136
6 農林水産業費	1 農業費	42,744,010
		11,750,110

7 商 工 費	2 畜 産 業 費	2,203,945
	3 農 地 費	16,277,148
	4 林 業 費	7,701,029
	5 水 産 業 費	4,811,778
		15,463,376
	1 商 業 費	7,547,296
8 土 木 費	2 工 鉱 業 費	7,846,444
	3 観 光 費	69,636
		53,405,824
9 警 察 費	1 土 木 管 理 費	384,049
	2 道 路 橋 り よ う 費	22,377,295
	3 河 川 海 岸 費	13,145,020
	4 港 灣 費	5,694,512
	5 都 市 計 画 費	8,730,971
	6 住 宅 費	3,073,977
		8,737,357

10 教 育 費	1 警 察 管 理 費	7,724,341
	2 警 察 活 動 費	1,013,016
		43,111,211
	1 教 育 総 務 費	3,045,699
	2 小 学 校 費	16,255,125
	3 中 学 校 費	8,511,894
	4 高 等 学 校 費	11,358,701
	5 特 殊 学 校 費	2,409,796
	6 社 会 教 育 費	1,094,432
	7 保 健 体 育 費	435,564
		6,604,586
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	1,371,910
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	5,232,676
12 公 債 費		13,090,283
1 公 債 費		13,090,283
13 諸 支 出 金		1,518,270

14 予 備 費	1 公 営 企 業 支 出 金	230,342
	2 娯 楽 施 設 利 用 税 交 付 金	108,633
	3 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1,179,295
	100,000	
	1 予 備 費	100,000
歳 出 合 計		217,705,000

第2表 債務負担行為

新 規	事 項	期 間	限 度	額
	議 会 棟 建 設 費	昭和55年度から 昭和56年度まで		1,057,155 千円
	保母修学資金貸付金	昭和55年度から 昭和56年度まで		11,520
	看護学生等修学資金 貸付金	昭和55年度から 昭和58年度まで		14,304
	中小企業設備貸与事業 に関する損失補償	昭和55年度から 昭和67年度まで	財団法人鳥取県中小企業振興公社が中小 企業近代化資金等助成法(昭和81年法律 第115号)に基づいて、中小企業者に貸 与するための設備総額、250,000千円以 上、当該設備の貸与にかかる未収債権の 回収不能により生じた損失金額	
	農村青年経営安定資 金利子補給	昭和55年度から 昭和64年度まで	昭和55年度に貸し付ける農業改良資金(農 業後継者育成資金のうち)部門経営開始	

野営価格安定対策事 業補助	昭和55年度から 昭和56年度まで	188,819	資金)150,000千円に対する昭和57年度 から昭和58年度までの約定償還金にあ て、鳥取県信用同組合連合会に相当す る同組合内で貸付けを行なった額の各 年度の融資残高の4/100に相当する金額
移住者営農資金利子 補給	昭和55年度から 昭和65年度まで		融資総額8,000千円を限度とし、各年 度の融資残高の2.5/100に相当する金額
財団法人鳥取県造林 公社借入金損失補償	昭和55年度から 昭和58年度まで		融資元本591,597千円について損失補 償契約に定める最終償還期限到来後10か 月庫が赤字額(損失補償契約に定める運 利合計額を含む。)に相当する金額
乾しいたげ価格安定 対策事業補助	昭和55年度	29,520	
漁業用燃油対策特別 資金利子補給	昭和55年度から 昭和58年度まで		融資総額500,000千円を限度とし、各年 度の融資残高の5/100に相当する金額
漁業近代化資金利子 補給	昭和55年度から 昭和70年度まで		融資総額1,100,000千円を限度とし、各 年度の融資残高の4/100に相当する金額
野菜流通安定対策事 業補助	昭和55年度から 昭和56年度まで	28,356	
農業近代化資金利子 補給	昭和55年度から 昭和70年度まで		融資総額7,500,000千円を限度とし、各 年度の融資残高の5/100に相当する金額
農業近代化推進資金 利子補給	昭和61年度から 昭和66年度まで		融資総額1,000,000千円を限度とし、各年 度の融資残高の2.5/100に相当する金額
果樹災害対策利子補 給補助	昭和55年度から 昭和56年度まで		昭和55年度における果樹災害について、 取県果樹同組合連合会及び鳥取県 果樹同組合連合会が2,853千円相当 の融資残高の1/8に相当する金額
広域営農田地農道整 備事業費	昭和55年度から 昭和57年度まで	750,000	

土木出張所費	79,000	同	上	同上	同	上
道路橋りよう総務費	340,000	同	上	同上	同	上
道路新設改良費	1,050,000	同	上	同上	同	上
道路維持費	470,000	同	上	同上	同	上
橋りよう新設改良費	100,000	同	上	同上	同	上
河川総務費	380,000	同	上	同上	同	上
河川改良費	2,075,000	同	上	同上	同	上
海岸保全費	105,000	同	上	同上	同	上
砂防費	1,280,000	同	上	同上	同	上
港湾建設費	727,000	同	上	同上	同	上
港湾ふ頭用地造成費	860,000	同	上	同上	同	上
空港費	22,000	同	上	同上	同	上
街路事業費	481,000	同	上	同上	同	上
都市開発事業費	485,000	同	上	同上	同	上
公園費	348,000	同	上	同上	同	上
下水道費	319,000	同	上	同上	同	上
公営住宅建設事業費	1,250,000	同	上	同上	同	上
警察施設費	88,000	同	上	同上	同	上
交通指導取締費	44,000	同	上	同上	同	上
高等学校施設整備費	312,000	同	上	同上	同	上
盲聾学校費	31,000	同	上	同上	同	上
養護学校費	42,000	同	上	同上	同	上
体育施設費	25,000	同	上	同上	同	上
林道施設災害復旧費	2,000	同	上	同上	同	上
治山施設災害復旧費	4,000	同	上	同上	同	上
漁港施設災害復旧費	104,000	同	上	同上	同	上
建設災害復旧費	1,525,000	同	上	同上	同	上
港湾災害復旧費	17,000	同	上	同上	同	上
直轄河川事業費	500,000	同	上	同上	同	上
直轄海岸保全事業費	80,000	同	上	同上	同	上
直轄砂防事業費	119,000	同	上	同上	同	上
直轄港湾事業費	231,000	同	上	同上	同	上

直轄災害復旧費	78,000	同	上	同上	同	上
第一鳥取丸代船建造費	353,000	同	上	同上	同	上
計	18,025,000					

昭和55年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算
 昭和55年度鳥取県の用品調達等集中管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 433,729千円と定める。
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
 歳入

款	項	金額
1 事業収入		千円
		423,802
	1 用品調達事業収入	218,993
	2 自動車管理事業収入	11,584
2 財産収入	3 集中管理事業収入	193,225
		150

3 繰越金	1 財産売却収入	150
		9,777
歳入	1 繰越金	9,777
	合計	433,729

歳出

款	項	金額
1 事業費		千円
		419,156
	1 用品調達事業費	214,196
	2 自動車管理事業費	11,735
2 諸文出金	3 集中管理事業費	193,225
		2,156
3 子備費	1 繰出金	2,156
	1 子備費	12,417
	合計	433,729

昭和55年度鳥取県収入証紙特別会計予算

昭和55年度鳥取県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,129,262千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 証紙収入	1 証紙収入	3,078,535
	1 繰越金	50,727
歳入合計		3,129,262

歳出

款	項	金額
1 一般会計繰出金	1 一般会計繰出金	3,069,326
	1 一般会計繰出金	3,069,326

2 諸支出金	1 債還金	1
	3 予備費	59,935
3 予備費	1 予備費	59,935
	歳出合計	3,129,262

昭和55年度鳥取県母子福祉資金貸付事業特別会計予算

昭和55年度鳥取県の母子福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ87,812千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金	額
1 国庫支出金			千円 21,762
	1 国庫貸付金		21,762
2 繰入金			11,385
	1 一般会計繰入金		11,385
3 繰越金			2
	1 繰越金		2
4 諸収入			54,718
	1 貸付金元利収入		54,109
	2 雑収入		604
歳入	合計		87,812

歳出

款	項	金	額
1 母子福祉資金貸付事業費			千円 87,812
	1 母子福祉資金貸付事業費		87,812

歳出合計

87,812

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度	額
修学資金貸付金	昭和55年度から昭和59年度まで		千円 79,704

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子福祉資金貸付金	千円 21,762	政府の定める方法 による。	% 無利子	母子福祉法(昭和39年法律第129号)第14条第2項に定める方法による。
計	21,762			

昭和55年度鳥取県寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

昭和55年度鳥取県の寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ61,774千円と定める。
- 第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を

負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入		歳 出	
款	項	項	金 額
1 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金		18,423
			千円 18,423
2 繰 越 金	1 繰 越 金		2
			千円 2
3 諸 収 入	1 貸 付 金 元 利 収 入		43,309
			千円 43,309
		2 雑 入	40
		入 合 計	61,774
		千円 61,774	
1 寡婦福祉資金貸付事業費	1 寡婦福祉資金貸付事業費		61,774
			千円 61,774

歳 出 合 計 61,774

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
修学資金貸付金	昭和55年度から昭和58年度まで		千円 6,792

昭和55年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
昭和55年度鳥取県の中小企業近代化資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,468,708千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入	
款	金 額
1 国庫支出金	千円 38,887

2 繰 入 金	1 国 庫 補 助 金	38,887
		1,381,748
1 一 般 会 計 繰 入 金	1,381,748	
	11,673	
3 繰 越 金	1 繰 越 金	11,673
4 諸 収 入	1 県 預 金 利 子	1,515,420
		1,590
		1,513,830
5 県 債	1 県 債	2,520,980
		2,520,980
歳 入 合 計	歳 入 合 計	5,468,708

1 中 小 企 業 近 代 化 資 金 貸 付 事 業 費	1 中 小 企 業 近 代 化 資 金 貸 付 事 業 費	5,468,708
		5,468,708
歳 出 合 計	歳 出 合 計	5,468,708

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中小企業高度化資金 貸付金	千円 2,520,980	中小企業振興事業 団の定める方法に よる。	4.1以内	中小企業振興事業 団の定める方法に よる。
計	2,520,980			

昭和55年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計予算

昭和55年度鳥取県の農業改良資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ669,865千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入

歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 国庫支出金	1 国 庫 補 助 金	千円 93,300
	1 国 庫 補 助 金	93,300
2 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	65,353
		65,353

3 繰 越 金	繰 越 金		21,162
	1 繰 越 金		21,162
4 諸 収 入			490,050
	1 貸 付 金 元 利 収 入		490,048
	2 県 預 金 利 子 入		1
	3 雑 入		1
歳 入 合 計			669,865

1 農 業 改 良 資 金 貸 付 事 業 費	項		金 額
	1 農 業 改 良 資 金 貸 付 事 業 費		千円 669,865
歳 出 合 計			669,865

昭和55年度鳥取県畜産経営特別資金助成事業特別会計予算
 昭和55年度鳥取県の畜産経営特別資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
 (歳入歳出予算)
 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,952千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
 第1表 歳入歳出予算

1 繰 越 金	項		金 額
	1 繰 越 金		千円 2,952
歳 入 合 計			2,952

1 畜 産 経 営 特 別 資 金 助 成 事 業 費	項		金 額
	1 肉 用 牛 肥 育 経 営 安 定 特 別 資 金 融 通 助 成 事 業 費		千円 2,952
歳 出 合 計			2,952

昭和55年度鳥取県林業改善資金助成事業特別会計予算
 昭和55年度鳥取県の林業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
 (歳入歳出予算)
 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ102,827千円と定める。
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入

歳出予算]による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 国庫支出金		千円 38,905
	1 国庫補助金	38,905
2 繰入金		17,659
	1 一般会計繰入金	17,659
3 繰越金		151
	1 繰越金	151
4 諸収入		51,112
	1 貸付金元利収入	51,110
	2 県預金利子	1
	3 雑入	1
歳入	合計	102,827

歳出	項	金額
歳出		

款	項	金額
1 林業改善資金貸付事業費		千円 102,827
	1 林業改善資金貸付事業費	102,827
歳入	合計	102,827

昭和55年度鳥取県営林事業特別会計予算

昭和55年度鳥取県の県営林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 320,297千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

款	項	金額
1 国庫支出金		千円 3,706
	1 国庫補助金	3,706

計	114,000			
---	---------	--	--	--

昭和55年度鳥取県営境港水産施設事業特別会計予算

昭和55年度鳥取県の県営境港水産施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 391,591千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第280条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額	
1 使用料及び手数料	1 使	114,783	
	用	料	114,783
2 国庫支出金	1 国	72,245	
	庫	補	助

歳出

8 財産収入	1 財	50			
	産	運	用	収	入
4 繰越金	2 財	3			
	産	売	払	収	入
5 諸収入	1 繰	20,000			
	越	金	20,000		
6 県債	1 雑	10,513			
	入	10,513			
歳入合計	1 県	174,000			
	債	174,000			
歳入合計		391,591			

款	項	金額
1 事業費	1 事	338,657
	業	費
2 公債費	1 公	52,934
	債	費

歳	出	合	計	391,591
---	---	---	---	---------

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県営増産水産施設事業費	千円 174,000	証券発行の運用その他より起債し、また、県財政年度に於ては、証券発行の運用の繰り入れ、又は、県債の繰上償還による。又は、県債の繰上償還による。	10以内	借入年度から1年後29年以内の間に償還する。その償還は、国庫補助金、県庫補助金、貸付金元利収入、国債預金利子、雑入等による。また、繰上償還も可能である。
計	174,000			

昭和55年度鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算

昭和55年度鳥取県の沿岸漁業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ86,528千円と定める。
 - 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
- 第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 国庫支出金		千円 57,262
	1 国庫補助金	57,262
2 繰入金		29,263
	1 一般会計繰入金	29,263
3 諸収入		3
	1 貸付金元利収入	1
	2 県預金利子	1
	3 雑入	1
歳入合計		86,528

歳出

款	項	金額
1 沿岸漁業改善資金貸付事業費		千円 86,528
	1 沿岸漁業改善資金貸付事業費	86,528
歳出合計		86,528

昭和55年度鳥取県有料道路大山環状道路事業特別会計予算

昭和55年度鳥取県の有料道路大山環状道路事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ47,250千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 事業 収入	1 事 業 収入	45,986千円
	1 事 業 収入	45,986
2 繰 越 金	1 繰 越 金	1,244
	1 繰 越 金	1,244
3 諸 収 入	1 雑 入	20
	1 雑 入	20
歳 入 合 計		47,250
歳 出		
款	項	金 額

1 有料道路大山環状道路事業費

千円
34,646

1 有料道路大山環状道路事業費

2 公 債 費

12,604

1 公 債 費

歳 出 合 計

47,250

昭和55年度鳥取県蒜山大山有料道路事業特別会計予算

昭和55年度鳥取県の蒜山大山有料道路事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,428千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 諸 収 入	1 雑 入	11,428千円
	1 雑 入	11,428
歳 入 合 計		11,428

歳 出

款	項	金 額
1 公 債 費		千円 11,428
	1 公 債 費	11,428
歳 出 合 計		11,428

昭和55年度鳥取県県営駐車場事業特別会計予算

昭和55年度鳥取県の県営駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ40,448千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 事 業 収 入		千円 24,354
	1 事 業 収 入	24,354
2 繰 入 金		16,034

1 一、般 会 計 繰 入 金

16,034

3 繰 越 金

2

1 繰 越 金

2

4 諸 収 入

53

1 雑 入

53

歳 入 合 計

40,448

歳 出

款	項	金 額
1 県営駐車場事業費		千円 40,448
	1 県 営 駐 車 場 管 理 費	40,448
歳 出 合 計		40,448

昭和55年度鳥取県県立学校農業実習特別会計予算

昭和55年度鳥取県の県立学校農業実習特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 136,717千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入

歳出予算による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 財産収入		千円 181,924
	1 財産売却収入	181,924
2 繰入金		4,790
	1 繰入金	4,790
3 諸収入		3
	1 雑収入	3
歳入合計		186,717

歳出

款	項	金額
1 県立学校農業実習費		千円 136,717
	1 県立学校農業実習費	136,717
歳出合計		136,717

昭和55年度鳥取県立学校水産実習船実習特別会計予算

昭和55年度鳥取県の県立学校水産実習船実習特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 261,008千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 国庫支出金		千円 152
	1 国庫委託金	152
2 財産収入		109,737
	1 財産売却収入	109,737
3 繰入金		151,118
	1 一般会計繰入金	151,118
4 諸収入		1
	1 雑収入	1
歳入合計		261,008

歳 出		金 額
款	項	千円
1 県立学校水産実習船実習費		261,008
	1 県立学校水産実習船実習費	261,008
歳 出 合 計		261,008

昭和55年度中海地区新産業都市建設協議会特別会計予算

昭和55年度鳥取県の中海地区新産業都市建設協議会特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,860千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入		金 額
款	項	千円
1 分担金及び負担金		1,430
	1 負担金	1,430
2 繰 入 金		1,430

歳 出		金 額
款	項	千円
1 中海地区新産業都市建設協議会費		2,860
	1 中海地区新産業都市建設協議会費	2,860
歳 出 合 計		2,860

昭和55年度鳥取県営電気事業会計予算

(総則)

第1条 昭和55年度鳥取県営電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 年間販売電力量 112,008,000KWH
 - (2) 袋川発電所調査費 500千円
 - (3) 佐治発電所調査費 32,000千円
 - (4) 若桜発電所調査費 15,000千円
 - (5) 賀祥発電所調査費 500千円
- (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	出
第1款 電気事業収益	702,746千円
第1項 営業収益	698,267千円
第2項 営業外収益	4,479千円
支 出	
第1款 電気事業費用	652,749千円
第1項 営業費用	541,785千円
第2項 営業外費用	110,964千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 216,870千円は当年度分損益勘定留保資金103,048千円及び繰越利益剰余金処分額113,822千円で補てんするものとする。)

収 入	入
第1款 資本的収入	1千円
第1項 固定資産売却代金	1千円
支 出	出
第1款 資本的支出	216,871千円
第1項 建設改良費	53,600千円
第2項 企業債償還金	163,271千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、148,000千円と定める。
(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	317,779千円
(2) 交 際 費	420千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、2,000千円と定める。

昭和55年度鳥取県営工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 昭和55年度鳥取県営工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間給水量	20,440,000立方メートル
-----------	------------------

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	入
第1款 工業用水道事業収益	299,492千円
第1項 営業収益	271,672千円
第2項 営業外収益	27,820千円
支 出	出

第1款 工業用水道事業費	293,581千円
第1項 営業費用	177,368千円
第2項 営業外費用	56,213千円
(資本的収入及び支出)	

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 105,311千円は当年度分損益勘定留保資金87,866千円、過年度分損益勘定留保資金21,684千円及び当年度繰越欠損金減少に伴う留保資金45,761千円で補てんするものとする。)

第1款 資本的収入	81,472千円	収入
第1項 企業債	64,000千円	
第2項 出資金	17,472千円	
支 出		
第1款 資本的支出	186,783千円	支出
第1項 建設改良費	71,064千円	
第2項 企業債償還金	75,719千円	
第3項 他会計からの長期借入金償還金	40,000千円	
(企業債)		

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業用水道事業費に充当	千円 64,000	証券借入れ又は証券発行の方法により、郵政省その他のより借り入れするものと	10以内	%借入年度から5年後10年以内で償還するものとする。その他の、異財政政その他の

すえ、長期にわたる短期債は、短期債に置き換えることとする。また、長期にわたる短期債に置き換えることとする。また、長期にわたる短期債に置き換えることとする。また、長期にわたる短期債に置き換えることとする。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、94,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 78,860千円

(他会計からの補助金)

第8条 工業用水道事業の経営健全化のため、一般会計からの補助を受ける金額は、25,760千円である。

(利益剰余金の処分)

第9条 当年度利益剰余金のうち45,761千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 繰越欠損金

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

昭和55年度鳥取県管理埋立事業会計予算

(総則)

第1条 昭和55年度鳥取県管理埋立事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 米子港旗ヶ崎地区埋立地売却面積 3ヘクタール
- (2) 境港外港竹内地区埋立事業 工事費 2,620,119千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	支 出
第1款 埋立事業収益 683,906千円	第1款 埋立事業費 680,527千円
第1項 営業収益 624,934千円	第1項 営業費用 514,599千円
第2項 営業外収益 8,972千円	第2項 営業外費用 115,928千円
	(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 647,309千円は当年度分損益勘定留保資金 113,718千円及び過年度分損益勘定留保資金 533,591千円で補てんするものとする。)

第1款 資本的収入 2,621,008千円

第1項 企業債 2,583,000千円

第2項 他会計からの長期借入金 1,198千円

第3項 建設収入 36,810千円

支 出

第1款 資本的支出 3,268,317千円

第1項 建設改良費 2,621,317千円

第2項 企業債償還金 613,800千円

第3項 他会計からの長期借入金償還金 33,200千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
埋立事業費に充当	千円 2,583,000	証券借入れ又は証券借付金の運用その他の方法により、の額を翌年度中に償還する。また、前年度に繰り越した債権を翌年度中に償還する。また、前年度に繰り越した債権を翌年度中に償還する。また、前年度に繰り越した債権を翌年度中に償還する。	10以内	年8.8%から年10%までの範囲で、償還期間は、償還開始の年度から償還終了の年度までとし、償還開始の年度から償還終了の年度までの間に、償還額を繰り越すことができる。また、償還開始の年度から償還終了の年度までの間に、償還額を繰り越すことができる。また、償還開始の年度から償還終了の年度までの間に、償還額を繰り越すことができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,971,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 98,775千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

昭和55年度鳥取県観光施設事業会計予算

(総則)

第1条 昭和55年度鳥取県観光施設事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 観光施設事業 皆生温泉公園利用人員 31,800人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 観光施設事業収益 102,588千円

第1項 営業収益 10,395千円

第2項 営業外収益 76千円

第3項 他会計からの借入金 92,112千円

支 出

第1款 観光施設事業費 201,108千円

第1項 営業費用 31,328千円

第2項 営業外費用 77,668千円

第3項 他会計からの借入金償還金 92,112千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額93,800千円は、一時借入金で措置するものとする。)

収 入

第1款 資本的収入 93,800千円

第1項 他会計からの借入金 93,800千円

支 出

第1款 資本的支出 187,600千円

第1項 企業債償還金 93,800千円

第2項 他会計からの借入金償還金 93,800千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、186,000千円と定める。

昭和55年度鳥取県宮病院事業会計予算

(総則)

第1条 昭和55年度鳥取県宮病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 3,194,003千円

(2) 交際費 320千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

補 助 の 目 的

(1) 看護要員の確保に要する経費にあてるため 150,528千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、1,757,729千円と定める。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千円(送料を含む。)】